

第 10 次島根県職業能力開発計画の策定について（案）

平成 28 年 7 月
雇 用 政 策 課

1. 職業能力開発計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

職業能力開発促進法第 7 条で、都道府県は国が策定する職業能力開発基本計画に基づいて県の区域内で行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めることとされている。島根県の第 9 次職業能力開発計画は平成 27 年度末までであり、今年度は第 10 次計画を策定する。

(2) 目的

職業能力開発の目標を定め、行政、高齢・障害・求職者雇用支援機構、職業能力開発協会、企業等が職業能力開発を効果的に進めていく指針とする。

(3) 定めるべき事項

- ①技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ②職業能力開発の実施目標に関する事項
- ③職業能力の開発について、講じようとする施策の基本となるべき事項

(4) 計画策定の考え方

この計画は、経済の動向、労働市場の推移等について長期見通しに基づき、かつ技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定めなければならない。

島根県職業能力開発計画は、他の計画と連動して県の区域内で行われる職業能力開発の指針として策定する。

【参考】

	総 合 戦 略	総 合 発 展 計 画	総合雇用対策の方針	職業能力開発計画
計画期間	H27～H31	H28～H31	H28～H31	H28～H32
内容	人口減少に歯止めをかけ地方創生を目指す戦略	概ね 10 年後の将来像とその実現のための実施計画	雇用対策の方向性と重点的に取り組むべき施策	県内で行われる職業能力開発の基本計画

2. 内容

別紙資料 4 のとおり

3. 今後の予定（スケジュール）

7 月 13 日	第 1 回審議会 ・国計画の説明 ・県骨子案の説明
7 月～8 月	第 1 回審議会意見を踏まえ、原案の作成
9 月上旬	第 2 回審議会 ・原案の諮問、審議
9 月中旬	パブリックコメントの実施
11 月上旬	第 3 回審議会 ・最終審議 審議会答申（予定）
11 月下旬	島根県第 10 次計画決定・告示

職業能力開発促進法（抄）

第二章 職業能力開発計画

（職業能力開発基本計画）

第五条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
 - 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
 - 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、必要がある場合には、職業能力開発基本計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。
- 5 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。
- 6 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

（勧告）

第六条 厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を的確に実施するために必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、関係事業主の団体に対し、職業訓練の実施その他関係労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して必要な勧告をすることができる。

（都道府県職業能力開発計画等）

第七条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。
- 5 第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、前条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会の意見を聴いて」とあるのは「事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で」と読み替えるものとする。

「島根県総合雇用対策の方針（第3次）」の概要

趣旨

県の産業振興の方向性に沿い、雇用に係る課題に対応するため、今後4年間を見通した雇用対策の方向性と重点的に取り組む対策について策定

背景

- 少子高齢化の進行等による生産年齢人口の減少
- 景気回復等による企業の採用意欲の高まり
- 企業の求人ニーズと若者等の希望職種の不マッチ
- 今後の経済情勢の不透明感

課題

- 企業の求人増加に伴う人材確保対策
- 若年者の県内就職促進のための雇用の場の創出
- 生産年齢人口減少に対応した、女性・中高年齢者等への就職支援
- 地域産業に必要な人材育成への対応
- 新卒者の就職後3年以内の職場定着率の低迷

雇用対策の基本的な方向

- ① 産業の振興等による雇用の維持・創出
- ② 人材の確保と就職支援
- ③ 産業を担う人材の育成と定着

重点施策

1. 産業人材の確保

- 方向性
 - 高校生に対する取組の推進
 - 県外在住者に対する取組の推進
 - 女性・中高年齢者・障がい者等の就職支援(新規)
 - 専門人材(製造業・介護・建設業等)の確保推進(拡充)
 - 企業自らの取組の推進及び支援
- 目標
 - 県内企業の採用計画人員の充足率
97.2%(H26) → 100%(毎年度)
- 主な取組
 - 県外における学生と県内企業との交流の場の創出
 - 女性の子育てと仕事の両立できる環境の整備するための取組を支援
 - 高度な技術・経験を有する人材の県内企業への就職促進

2. 若年者の県内就職の促進

- 方向性
 - 県外在住者に対する取組の推進(新規)
 - ふるさと教育、キャリア教育の推進
 - 「ジョブカフェしまね」における就職支援の充実
- 目標
 - 県内高校卒業生の県内就職率
78.2%(H26) → 84%(H31)
 - 県内高校の進学予定者のうち学生登録者の割合
53%(H26) → 100%(H31)
 - ジョブカフェしまねでの大学生インターンシップの実施件数
345人(H26) → 450人(H31)
- 主な取組
 - 効果的な出会いの場の設定
 - 生徒や保護者が参加する企業見学会の開催
 - インターンシップの実施
 - ジョブカフェしまねによる就職マッチングの促進

3. 産業人材の育成及び定着

- 方向性
 - 県内産業において必要とされる人材の段階に応じた育成
 - 若年者の県内企業への職場定着の向上(新規)
- 目標
 - 技能検定制度合格者：745名(H26) → 750名(H31)
 - IT人材育成講座受講者：326名(H26) → 360名(H31)
 - 県が実施する人材育成研修の受講企業数
687社(H26) → 800社(H31)
 - 県の支援により人材育成計画策定・実行に取り組む企業数
0社(H26) → 60社(H31)
 - 新卒者の就職3年後の定着率
高卒者57.7%(H26) → 70%(H31)
大卒者61.6%(H26) → 70%(H31)
- 主な取組
 - 小中学校段階
 - ・ふるさと教育の推進
 - ・職場見学や職場体験の充実
 - 高等学校段階
 - ・専門高校活性化の推進
 - ・学校、家庭、地域等の連携による質の高い勤労観、職業観の醸成
 - ・企業と連携したインターンシップの推進
 - 大学、高専、高等技術校等段階
 - ・COC+や課題解決型学習による高専・大学と企業が連携した人材育成
 - ・高等技術校における産業振興に資する訓練
 - 就業後段階
 - ・企業における人材育成・定着に係る取組の支援
 - ・各機関における在職者セミナーの充実
 - 各関係機関の連携方策
 - ・人材育成推進体制の強化